

求職者等の皆さまへ

就職活動等におけるセクシュアルハラスメントについて

富山市社会福祉協議会では、安心して就職活動等に参加できる環境づくりに取り組んでいます

採用面接、就職説明会、職場見学、インターンシップ、実習等に参加される皆さまが、安心して活動できる環境を整えるため、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に取り組んでいます。

令和8年10月1日から、事業主には、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するための措置を講じることが義務づけられています。

「求職者等」とは？

求職者等には、次のような方が含まれます。

当会の求人に応募する方。就職説明会、職場見学等の採用活動に参加する方。インターンシップに参加する方。ソーシャルワーク実習、その他の実習を受ける方。その他、職業の選択に関係する活動に参加する方。

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは？

就職活動等において、当会の職員による性的な言動によって、求職者等の就職活動等が妨げられることをいいます。

性的な言動には、性的な内容の発言や性的な行動が含まれます。

例えば、このような言動は行ってはいけません。

性的な経験や性的な事実関係について尋ねること。性的な内容の発言や冗談、からかいをすること。恋愛や交際、結婚などについて必要以上に尋ねること。必要がないのに身体に触れること、性的な関係を求めること。性的な画像や動画などを見せたり、送ったりすること。採用活動等に必要のない私的な食事や面会等を繰り返し求めること。SNSやメール等を利用して、不適切な性的内容の連絡をすること。

※上記は一例であり、これらに限られるものではありません。

安心して活動していただくために

当会では、求職者等の皆さまに対して、次のようなルールを設けています。

面談・面接等について

- ・面談・面接等は、原則としてあらかじめ定めた時間・場所で実施します。
- ・面談・面接等は、必要に応じて複数の職員で対応します。
- ・採用活動等に必要な範囲で適切に質問・連絡を行います。
- ・求職者に対して SNS 等を利用した連絡は行いません。
- ・採用活動等に必要のない個人的な連絡や面会等を行いません。

「少し嫌だった」「これってハラスメントかも」と感じたら

ハラスメントに該当するかどうかを、ご自身だけで判断する必要はありません。

職員からの言動について、

「不快に感じた」「怖い、嫌だと感じた」「就職活動を続けることに不安を感じた」

などの場合には、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。

相談を受けた場合は、相談内容や相談者のプライバシー等に配慮し、迅速かつ適切に対応します。

相談したことや、事実確認に協力したことを理由として、不利益な取扱いをすることはありません。

※相談窓口

福祉総務課総務係 TEL076-422-3400

※相談者及び関係者のプライバシーに十分配慮して対応します。

富山市社会福祉協議会からのお願い

当会は、求職者等の皆さまの人格と尊厳を尊重し、安心して就職活動、職場見学、インターンシップ、実習等に参加できる環境づくりに努めます。

「おかしいな」「困ったな」と感じたときは、一人で抱え込まず、ご相談ください。

令和8年10月
富山市社会福祉協議会